## 所得の種類及び所得金額の計算方法

所得の種類							所得金額の計算方法					
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一							17110 ± 155 × 211 77 / 21 / 22					
営業等		小売業・飲食店業 漁業など農業以外			ービス業・医師・保	:)険 						
農業	田・畑・	田・花・果樹・家畜の肥育・酪農品の生産などの事業から生ずる所得						総収入金額-必要経費-専従者控除額=所得金額				
不動産	加産 地代・家賃・土地や家屋の権利金などから生ずる所得											
利子	公社債お	よび預貯金の利子	収入金額=所得金額									
配当	株式	株式または出資の配当など					収入金額-元本取得のために要した負債の利子 =所得金額					
	その他	証券投資信託の収益の分配など					控除 1. 税額控除が適用されます(総合課税)。 2. 源泉徴収された地方税は、配当割額の 控除が適用されます。					
給与								給与等の収入金額 給与所得の金額				
	給与	給料・賃金・俸給・歳費・賞与など					~ 550,999円		0円			
							551,000円~ 1,618,999円		収入金額-550,000円			
		生計を一にする事業者からの給与 事業専従者 生計を一にする15歳以上の親族で、その事業に					1,619,000円~ 1,619,999円		1,069,000円			
	専従者 給与						1,620,000円~ 1,621,999円		1,070,000円			
							1,622,000円~ 1,623,999円		1,072,000円			
		1年を通じ6か月を超える期間専ら従事した方。					$1,624,000$ 円 $\sim$ $1,627,999$ 円		1,074,000円			
		専従者控除額 1、2いずれか低い金額					1,628,000円~ 1,799,999円		/ 収入金額÷4 \ ×2 4+100 000円			
							1,800,000円~ 3,599,999円		( 千円未満の端数切捨て ) ( 収入金額・4 )	×2.4+100,000円 ×2.8-80,000円		
		1. 配偶者(86万円) その他親族(50万円)					3,600,000円~ 6,599,999円 (収入金額÷4		(収入金額÷4)			
		2.     事業所得+不動産所得+山林所得 事業専従者の人数+1 (白色事業専従者の場合)							千円未満の端数切捨て ) ハンコー 110,000円			
							6,600,000円~ 8,499,999円		収入金額 ×0.9-1,100,000円			
							8, 500, 000	円~	収入金額	一1,950,000円		
				- A - III - A - 1.3								
雑		厚生年金・国民年金・各種共済年金・恩給など 65歳以上					65歳未満					
	年金	公的年金等雑所得の金額							へ1個 内年金等雑所得の金額			
		公的年金等の収入金額				公的	年金等の収入金額		維所得以外に係る合計所得金額			
				1,000万円超2,000万円以下				1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超		
		~3, 299, 999円	収入金額-1,100,000円	収入金額-1,000,000円	収入金額-900,000円		~1,299,999円	収入金額-600,000円	収入金額-500,000円	収入金額-400,000円		
		3,300,000円~4,099,999円	収入金額×0.75-275,000円	収入金額×0.75-175,000円	収入金額×0.75-75,000円	1, 300	0,000円~4,099,999円	収入金額×0.75-275,000円	収入金額×0.75-175,000円	収入金額×0.75-75,000円		
		4,100,000円~7,699,999円	収入金額×0.85-685,000円	収入金額×0.85-585,000円	収入金額×0.85-485,000円	4, 100	0,000円~7,699,999円	収入金額×0.85-685,000円	収入金額×0.85-585,000円	収入金額×0.85-485,000円		
		7,700,000円~9,999,999円	収入金額×0.95-1,455,000円	収入金額×0.95-1,355,000円	収入金額×0.95-1,255,000円	7, 700	0,000円~9,999,999円	収入金額×0.95-1,455,000円	収入金額×0.95-1,355,000円	収入金額×0.95-1,255,000円		
		10,000,000円~	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円	10, 0	00,000円~	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円		
		※給与所得及び公的年金等の雑所得の合計額が10万円を超える場合、所得金額調整控除の適用があります。										
	 業務	原稿料・講演料・食料品の配達など					総収入金額一必要経費=所得金額					
	その他	生命保険の年金など										
総合譲渡		車両・船舶・機械・ゴルフ会員権などの譲渡					総収入金額-取得費及び譲渡費用-特別控除額※=所得金額					
一時		賞金・懸賞当選金・生命保険の一時金など					総収入金額-収入を得るために支出した費用-特別控除額※=所得金額					
							107					

※総合譲渡所得と一時所得の特別控除額は、それぞれ50万円となります。ただし、50万円未満の場合はその金額となります。